

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【公開番号】特開2012-72368(P2012-72368A)

【公開日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-015

【出願番号】特願2011-178983(P2011-178983)

【国際特許分類】

C 09 D 11/00 (2014.01)

B 41 M 5/00 (2006.01)

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 09 D	11/00	
B 41 M	5/00	E
B 41 J	3/04	1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月6日(2014.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カーボンブラック、キナクリドン固溶体顔料、1,2-アルカンジオール、及び樹脂微粒子を含有するグレーインクであって、

インク全質量を基準とした前記カーボンブラックの含有量が、 8.0×10^{-2} 質量%以上1.6質量%以下であり、かつ、前記カーボンブラックの含有量が、インク全質量を基準とした前記キナクリドン固溶体顔料の含有量に対して、質量比率で、1.2倍以上4.0倍以下であることを特徴とするグレーインク。

【請求項2】

さらにフタロシアニン顔料を含有し、

インク全質量を基準とした前記フタロシアニン顔料の含有量が、前記キナクリドン固溶体顔料の含有量に対する質量比率で、0.33倍以上2.0倍以下である請求項1に記載のグレーインク。

【請求項3】

前記キナクリドン固溶体顔料が、C.I.ピグメントレッド202とC.I.ピグメントバイオレット19を含む固溶体顔料、C.I.ピグメントレッド122とC.I.ピグメントレッド202を含む固溶体顔料、C.I.ピグメントレッド122とC.I.ピグメントバイオレット19を含む固溶体顔料、及びC.I.ピグメントレッド282から選択される少なくとも1種を含む請求項1又は2に記載のグレーインク。

【請求項4】

インク全質量を基準とした前記キナクリドン固溶体顔料の含有量が、 5.0×10^{-2} 質量%以上1.5質量%以下である請求項1乃至3のいずれか1項に記載のグレーインク。

【請求項5】

インク全質量を基準とした前記1,2-アルカンジオールの含有量が、1.0質量%以上10.0質量%以下である請求項1乃至4のいずれか1項に記載のグレーインク。

【請求項6】

さらにグリコールエーテルを含有する請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載のグレーインク。

【請求項 7】

インク全質量を基準とした前記グリコールエーテルの含有量が、1.0 質量%以上 1.0 質量%以下である請求項 6 に記載のグレーインク。

【請求項 8】

前記樹脂微粒子の含有量が、インク全質量を基準として、0.20 質量%以上である請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載のグレーインク。

【請求項 9】

インクを収容するインク収容部を有するインクカートリッジであって、

前記インク収容部に収容されているインクが、請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載のグレーインクであることを特徴とするインクカートリッジ。

【請求項 10】

インクをインクジェット方式の記録ヘッドから吐出させて記録媒体に画像を記録するインクジェット記録方法であって、

前記インクが、請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載のグレーインクであることを特徴とするインクジェット記録方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記の目的は下記の本発明によって達成される。すなわち、本発明にかかるグレーインクは、カーボンブラック、キナクリドン固溶体顔料、1,2-アルカンジオール、及び樹脂微粒子を含有するグレーインクであって、インク全質量を基準とした前記カーボンブラックの含有量が、 8.0×10^{-2} 質量%以上 1.6 質量%以下であり、かつ、前記カーボンブラックの含有量が、インク全質量を基準とした前記キナクリドン固溶体顔料の含有量に対して、質量比率で、1.2 倍以上 4.0 倍以下であることを特徴とする。